災特例法第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含み、平成27年旧法第59条第２項第３号に掲げる場合に該当する場合を除く。）の規定の適用を受ける場合又は」と、「第３号⑵」を「第３号⑶」と改め、「）第59条第２項」の次に「（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）」を加え、同第二号中「「所得金額差引計（（別表四「38の①」）－⑺）又は（（別表四「38の①」）－⑺－（（別表四「38の①」）－⑷）×0.2）」を「「所得金額差引計（（別表四「37の①」）－（（別表四「37の①」）－⑷）－⑼）又は⑼－（（⑼－⑺）×0.2）」」に改め、同号⑶中「「又は（（別表四「38の①」）－⑺－（（別表四「38の①」）－⑷）×0.2）」」を「「又は（（別表四「37の①」）－⑺－（（別表四「37の①」）－⑷）×0.2）」」に改め、同号㈢を同号㈣とし、同号㈡中「事実が生ずる場合」を「政令で定める事実が生じた場合」に、「「又は（（別表四「38の①」）－⑺－（（別表四「38の①」）－⑷）×0.2）」」を「「又は（（別表四「37の①」）－⑺－（（別表四「37の①」）－⑷）×0.2）」」に改め、同号㈡を同号㈢とし、同号㈠中「平成25年４月１日以後に法」を「平成27年４月１日前に開始した事業年度で、平成25年４月１日以後に平成27年旧法」に、「生ずる場合」を「生じた場合」に、「別表四「38の①」の金額」を「別表四「37の①」の金額」に、「「又は（（別表四「38の①」）－⑺－（（別表四「38の①」）－⑷）×0.2）」」を「「又は（（別表四「37の①」）－⑺－（（別表四「37の①」）－⑷）×0.2）」」に、「「（（別表四「38の①」）－⑺）又は」」を「「（（別表四「37の①」）－⑺）又は」」に改め、同号㈠ヘ中「法第57条第11項各号」を「平成27年旧法第57条第11項各号」に改め、「租税特別措置法第67条の14第１項（特定目的会社に係る課税の特例）に規定する」及び「同法第67条の15第２項（投資法人に係る課税の特例）に規定する」を同じ、「、同法第68条の３の２第１項（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定目的信託に係る」を「及び」に、「いう。以下この号において同じ。）及び租税特別措置法第68条の３の３第１項（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定投資信託に係る受託法人」を「いう。）」に改め、同号㈡ロ中「第67条の14第１項第１号」の次に「（特定目的会社に係る課税の特例）」を加え、「同項に規定する」を同じ、同号㈢ハ中「第67条の15第１項第１号」の次に「（投資法人に係る課税の特例）」を加え、「同条第２項に規定する」を同じ、同号㈢ニ中「第68条の３の２第１項第１号」の次に「（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例）」を加え、同号㈢ホ中「第68条の３の３第１項第１号」の次に「（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）」を加え、同号㈢を同号㈣とし、同号㈡の次に次のように加える。

⑴　平成27年４月１日以後に開始する事業年度にあつては、「又は（（別表四「37の①」）－⑺－（（別表四「37の①」）－⑷）×0.2）」を消すこと。

別表七㈢の記載要領に次の１号を加える。

５　「⑾」から「⒂」までの各欄は、平成27年４月１日以後に開始する事業年度において法第59条第２項の規定の適用を受ける場合には、記載を要しない。

別表七の二の表中「連結欠損金額（別表四の二「56の①」）」を「連結欠損金額（別表四の二「55の①」）」に改め、同表の記載要領第１号中「又は」を「、所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第２条の規定による改正前の法人税法第81条の９（第４項を除く。）（連結欠損金の繰越し）又は」に改める。

別表七の二付表一の表中「控除前連結所得金額（別表四の二「46の①」）」を「控除前連結所得金額（別表四の二「45の①」）」に、「連結所得金額控除限度額　⑴×80又は100／100」を「連結所得金額控除限度額　⑴×50、65、80又は100／100」に、「調整前当期控除額（当該発生連結事業年度の⑽と（別表四の二付表「46の①」－当該発生連結事業年度前の⑲の合計額）のうち少ない金額」を「調整前当期控除額（当該発生連結事業年度の⑽と（別表四の二付表「45の①」－当該発生連結事業年度前の⑲の合計額）のうち少ない金額」に、「連結欠損金額（別表四の二「56の①」）／個別欠損金額（別表四の二付表「56の①」）」を「連結欠損金額（別表四の二「55の①」）／個別欠損金額（別表四の二付表「55の①」）」に改め、同表の記載要領第１号中「又は」を「、所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号。第３号⑵において「平成27年改正法」という。）第２条の規定による改正前の法人税法（第３号⑵において「平成27年旧法」という。）第81条の９第１項（連結欠損金の繰越し）又は」に改め、「平成23年法律第114号」の次に「。第３号⑵において「平成23年12月改正法」という。」を加え、同第一号中「「控除前連結所得金額（別表四の二「46の①」）⑴」を「「控除前連結所得金額（別表四の二「45の①」）⑴」に、「「調整前当期控除額（当該発生連結事業年度の⑽と（別表四の二付表「46の①」－当該発生連結事業年度前の⑲の合計額）のうち少ない金額）⑾」を「「調整前当期控除額（当該発生連結事業年度の⑽と（別表四の二付表「45の①」－当該発生連結事業年度前の⑲の合計額）のうち少ない金額）⑾」に、「「控除前連結所得金額（別表四の二「46の①」－（別表七の二「13」＋「14」））⑴」を「「控除前連結所得金額（別表四の二「45の①」